

別紙3-2

すみれ野自治会規約 変更箇所比較表

	変更前	変更後	変更理由
(資産の構成) 第34条	2. 自治会費は、正会員については前期(4～9月分)と後期(10～3月分)の2回に分けて徴収し、準会員については、年1回まとめて徴収するものとする。	2. 自治会費は、正会員、 <u>準会員とも原則年1回もしくは年2回にまとめて徴収するものとする。</u>	自治会費の徴収については、各役員の仕事の負担が大きいため、年1回の対応も可能とします。(令和8年度から、戸建は原則年1回とする予定です)
入会協力金・開発協力金取り扱い要綱	—	7. 特例 <u>入会協力金に関し、個別の事情を有し、納入が困難な場合に限り、役員会承認の上、別表「自治会費の賦課基準表」の自治会費の額(月額)に一定額を加算した額を自治会費の額(月額)とすることで入会を認める。尚、加算額は役員会にて決定する。</u> <u>但し、この場合、入会協力金は納入したものとはみなさない。</u>	入居者が入会協力金を支払う必要がある集合住宅が一部存在します。その場合、自治会加入のハードルが高いため、自治会費への上乗せにより自治会へ加入できるようにします。 (これまでも、別表 自治会費の賦課基準表において、集合住宅の会費に範囲を設けておりましたが、取扱要項においても記載します)